

## 満期を経過した郵便貯金の早期お受取り等に関するお知らせ

満期を経過した郵便貯金について、次のとおりお知らせいたします。

- ① 当機構が管理しております平成19年9月30日までに預け入れいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金等の郵便貯金については、満期となる際に「満期のご案内」を送付しています。
- ② 満期を経過した郵便貯金で、払い戻されずに残っている残高は次のとおりです。

【平成23年12月末】 (単位：億円)

元の郵便貯金	満期経過後の郵便貯金残高
定額郵便貯金	50,724
定期郵便貯金	6,763
積立郵便貯金	76
その他の郵便貯金	46
合計	57,610

- 注1 積立郵便貯金は、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金を含みます。  
2 単位未満は切り捨てています。

- ③ 満期後20年を経過してもなお払戻しのご請求等がなく、当機構がお客さまに「**権利消滅のご案内**」(催告書)を発送後2か月を経過しても払戻しのご請求等がない場合、その郵便貯金に関するお客さまの権利は消滅しますので、満期となりましたら、お早めに払戻しの手続をしていただきますようお願いいたします。

【権利消滅額】

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
権利消滅額	48億円	29億円	37億円	234億円

- ④ 詳細につきましては、「満期を経過した郵便貯金の払戻しに関するお知らせ」をご覧ください。

[満期を経過した郵便貯金の払戻しに関するお知らせ](#)

※ 民営化前にお預かりしました自動継続扱いの定期郵便貯金は、民営化以降は自動継続せず、上記③のとおり貯金に関する権利が消滅しますのでご注意ください。